

議案第 4 号 北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第66号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

- 4 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第2条に規定する期間の末日までの間に限り、職員が、新型コロナウイルス感染症（同令第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）が流行している地域を発航した航空機、航行中に新型コロナウイルス感染症の患者があった船舶若しくは新型コロナウイルス感染症の患者を収容する施設のうち人事委員会規則で定めるものの内部又はこれに準ずる区域若しくは場所として人事委員会規則で定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から道民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって人事委員会規則で定めるものに従事したときは、防疫救治作業手当を支給する。この場合において、第17条の規定は、適用しない。
- 5 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第4項及び第5項の規定は、令和2年1月20日から適用する。
- 2 北海道職員の特殊勤務手当に関する条例第17条（第1項第1号及び第2号に係る部分に限る。）の規定に基づいて防疫救治作業手当を支給された職員で同一の作業につき改正後の条例附則第4項及び第5項の規定による防疫救治作業手当の支給を受けることとなるものについては、当該支給された防疫救治作業手当は、これらの規定による防疫救治作業手当の内払とみなす。

説 明

国家公務員の特殊勤務手当の改正に鑑み、新型コロナウイルス感染症から道民等の生命及び健康を保護するための緊急的な作業に従事した職員について防疫救治作業手当の特例措置を講ずることとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 5 号 北海道税条例等の一部を改正する条例案

北海道税条例等の一部を改正する条例

(北海道税条例の一部改正)

第1条 北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

第24条の2第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第25条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第26条の2第1号アの表(ア)の項中「第34条第4項」を「第34条第3項」に改め、同表(ウ)の項中「寡夫」を「法第37条第1号イの表の(3)に規定するひとり親で政令で定めるもの」に改め、「((エ)に掲げる者を除く。)」を削り、同表(エ)の項中「第23条第1項第11号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下」を「第37条第1号イの表の(4)に規定するひとり親で政令で定めるもの」に改め、同表(ク)の項中「同条第5項」を「同条第4項」に、「同条第1項第11号」を「同号」に改める。

第28条の4中「第4項」を「第5項」に改める。

第43条の7第1項第5号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第45条の2の2第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第62条の2第3項中「この項、第63条の6第1項第1号及び第65条の2から第66条まで」を「この節」に改める。

第63条の6第1項第3号中「記入」を「変更記録」に改める。

第65条の3中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行う」を「法第177条の12に規定する」に改める。

附則第5条第1項中「及び附則第12条の5」を「、附則第12条の5及び附則第12条の8」に改める。

附則第7条の2の2中「であって法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合適用年に含まれる期間（以下この条において「軽減対象期間」という。）がある場合には、当該軽減対象期間」を「を含む年の猶予特例基準割合（法附則第3条の2第3項に規定する猶予特例基準割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、当該期間であってその年に含まれる期間」に改める。

附則第8条の2の12第2項中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第8条の2の13第4項第1号中「第41条」を「第41条第1項」に、「同条」を「同条第1項」に改め、同項第2号中「第41条」を「第41条第1項」に、「、同条」を「、同条第1項」に、「又は同条」を「又は同項」に改め、同項第3号及び同条第5項各号中「第41条」を「第41条第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第6項第1号中「第41条」を「第41条第1項」に改め、同項第2号及び第3号中「第41条」を「第41条第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第7項中「第41条」を「第41条第1項」に改める。

附則第8条の4第1項第2号の表第64条第1項第4号オの項中「第2項」を「次項」に改め、同条第3項第2号中「第41条」を「第41条第1項」に改める。

附則第10条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、同条第3項第3号中「第27条の2の規定」を「第27条の2」に、「第26条の3第1項中」を「同項中」に、「第2項の規定」を「第26条の3第2項」に、「附則第5条の4の2第1項の規定」を「附則第5条の4の2第1項」に改める。

附則第10条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則第12条の3の3第1項の表附則第10条の2第3項の項及び同条第3項の表附則第10条の2第3項の項中「第35条の2まで」を「第35条の3まで」に、「、第35条の2」を「、第35条の2、第35条の3」に改める。

附則第12条の7を附則第12条の10とし、附則第12条の6の次に次の3条を加

える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第12条の7 道民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄のうち道民の福祉の増進に寄与するものとして知事が定めるものを同項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第2項に規定する道府県放棄払戻請求権相当額の第26条の3第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、同条の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第12条の8 道民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の4の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例)

第12条の9 第44条の7第3項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の同条第8項第7号に規定する耐震改修に係る契約を政令で定める日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から6月以内にその者の居住の用に供することができなかつたことにつき総務省令で定めるところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和4年3月31日までにその者の居住の用に供したとき（当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から6月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）は、第44条の10の2第1項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合

既存住宅を取得した日から6月以内に、当該」とあるのは「当該」と、「行い」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から6月以内に」とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第44条の8第1項及び第44条の10の2第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第44条の8第1項	1年6月以内、 同項第2号	当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修（同条第8項第7号に規定する耐震改修をいう。以下この項において同じ。）の日後6月以内の日まで、同条第3項第2号
	から6月以内	から当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修の日後6月以内の日まで
第44条の10の2第2項	6月以内	耐震改修の日後6月以内の日まで

第2条 北海道税条例の一部を次のように改正する。

第24条第4項中「及びマンション敷地売却組合」を「、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に改める。

第34条第2項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改め、同条第5項を削る。

第34条の2中「控除限度額若しくは」を「控除限度額又は」に改め、「又は同法第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額」及び「若しくは同法第12条第3項の控除の限度額で政令第9条の7第5項で定めるもの」を削り、「第4項、第22項又は第23項」を「第34項又は第35項」に改める。

第35条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に改め、同条第2項中「第53条第47項」を「第53条第56項」に、「第4項、第19項又は第21項から第23項まで」を「第31項又は第33項から第35項まで」に、「第4項、第19項及び第21項から第23項まで」を「第31項及び第33項から第35項まで」に改め、同条第3項中「第53条第50項前段」を「第53条

第59項前段」に、「第53条第4項、第19項若しくは第23項」を「第53条第31項若しくは第35項」に改め、同条第4項中「第53条第50項」を「第53条第59項」に、「同条第50項」を「同条第59項」に改める。

第36条の2第1項中「この節並びに」を「この項及び」に改め、「及び第42条の3第1項」を削り、「第53条第23項」を「第53条第35項」に改める。

第36条の3を削る。

第41条第1項の表中「(その終了の日を法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度終了の日と同じくする事業年度に限る。)」を削る。

第42条第4項中「によって」を「により」に改め、同条第6項第1号中「当該事業税の申告書に係る事業年度開始の日から6月の期間の末日」を「6月経過日(法第72条の26第1項に規定する6月経過日をいう。次号において同じ。)の前日」に改め、同項第2号中「事業年度開始の日から6月の期間の末日」及び「その開始の日から6月の期間の末日」を「6月経過日の前日」に改める。

第42条の2第1項ただし書中「第53条第23項」を「第53条第35項」に改める。

第42条の3を削る。

第45条の2の2第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第6条の5第1項中「第3項、」、「及び附則第13条第2項」及び「第3項並びに」を削り、「第22項又は第23項」を「第34項又は第35項」に、「第53条第24項、第25項、第27項及び第28項(同条第30項(同条第31項)を「第53条第36項、第37項、第39項及び第40項(同条第41項(同条第42項)に、「及び同条第31項」を「及び同条第42項」に改め、同条第2項中「同条第22項若しくは第23項」を「同条第34項若しくは第35項」に改め、同条第3項から第5項までを削る。

附則第7条の2第1項中「又は同法第121条第1項の承認を受けていない法人で同法第2条第16号に規定する連結申告法人に該当するもの」を削る。

附則第13条中「及び各連結事業年度分」を削る。

附則第14条第1項中「又は各連結事業年度」、「又は個別帰属法人税額」及び「又は同項第4号の2に規定する個別帰属法人税額」を削り、「第53条第12

項」を「第53条第23項」に改め、同条第2項中「又は各連結事業年度」を削り、同条第3項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第4項中「又は連結事業年度」を削り、同条第6項中「又は連結事業年度」及び「又は1連結事業年度」を削る。

(北海道税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 北海道税条例等の一部を改正する条例（令和元年北海道条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中北海道税条例第24条の2第1項第2号及び第46条の2第2号の改正規定を削る。

附則第1項第4号中「附則第6項」を「附則第5項」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「附則第10項」を「附則第9項」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第7号を第6号とし、第8号を削り、同項第9号中「附則第4項」を「附則第3項」に改め、同号を同項第7号とする。

附則第3項を削る。

附則第4項中「附則第1項第9号」を「附則第1項第7号」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第5項中「第5号まで及び第7号から第9号まで」を「第4号まで、第6号及び第7号」に改め、同項を附則第4項とし、附則中第6項を第5項とし、第7項から第10項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中北海道税条例第28条の4、第62条の2第3項及び第65条の3の改正規定並びに同条例附則第8条の2の12第2項、第8条の2の13、第8条の4及び第10条第3項第3号の改正規定並びに同条例附則第12条の7を同条例附則第12条の10とし、同条例附則第12条の6の次に3条を加える改正規定（同条例附則第12条の9に係る部分に限る。）並びに第3条の規定 公布の日

(2) 第1条中北海道税条例第45条の2の2第2項にただし書を加える改正規定

及び附則第10項の規定 令和2年10月1日

(3) 第2条中北海道税条例第45条の2の2第2項ただし書の改正規定及び附則第11項の規定 令和3年10月1日

(4) 第2条（前号及び第6号に掲げる改正規定を除く。）の規定及び附則第4項から第7項までの規定 令和4年4月1日

(5) 第1条中北海道税条例第63条の6第1項第3号の改正規定 公布の日から起算して2年11月を超えない範囲内において規則で定める日

(6) 第2条中北海道税条例第24条第4項の改正規定 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第 号）の施行の日

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の道民税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、令和2年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。

3 道民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権（以下「入場料金等払戻請求権」という。）の行使を令和2年2月1日から地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）附則第3条の政令で定める日までの間にした場合において、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に対して同条の政令で定める期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたときは、当該寄附金の支出を同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄と、当該支出をした寄附金の額を当該放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額とみなして、新条例附則第12条の7の規定を適用することができる。

4 附則第1項第4号に掲げる規定による改正後の北海道税条例（以下「4年新条例」という。）の規定中法人の道民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下「所得税法等改正法」と

- いう。) 第3条の規定(所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(以下「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。)が4号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の道民税について適用する。
- 5 4号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の道民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の道民税については、附則第1項第4号に掲げる規定による改正前の北海道税条例(以下「4年旧条例」という。)の規定中法人の道民税に関する部分は、なおその効力を有する。
- 6 4年新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、4号施行日以後に開始する事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を除く。)に係る法人の事業税について適用する。
- 7 4号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。)に係る法人の事業税については、4年旧条例の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。
- 8 新条例附則第7条の2の2の規定は、法人の事業税の徴収猶予に係る延滞金のうち、この条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
- 9 新条例第43条の7(第1項第5号に係る部分に限る。)の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の事業税について適用し、令和2年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。
- 10 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る道たばこ税については、なお従前の例による。
- 11 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る道たばこ税については、なお従前の例による。

説 明

地方税法の改正に伴い未婚のひとり親家庭に対する個人の道民税及び事業税について所要の措置等を講ずるとともに、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が道民に及ぼす影響に鑑み個人の道民税、不動産取得税及び自動車税について特例措置を講ずることとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 6 号 特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例案

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例
特定地域等における道税の課税の特例に関する条例（昭和60年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

第27条及び第29条中「令和2年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例第8章の規定は、令和2年4月1日から適用する。

説 明

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の改正に鑑み、地方活力向上地域における課税免除等の対象となる期間を延長することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 7 号 北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項(5)中「第3項の」を「第2項の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

旅券法の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 8 号 北海道立児童福祉施設条例の一部を改正する条例案

北海道立児童福祉施設条例の一部を改正する条例

北海道立児童福祉施設条例（昭和36年北海道条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条の表、第2条及び第3条第1項中「北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター」を「北海道立旭川子ども総合療育センター」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

説 明

道立旭川肢体不自由児総合療育センターの機能の充実強化に伴い、施設の名称を変更することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 9 号 北海道安心こども基金条例の一部を改正する条例案

北海道安心こども基金条例の一部を改正する条例

北海道安心こども基金条例（平成21年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「対応」の次に「並びに小学校就学前の子どもの教育及び保育に要する費用の無償化に係る事務の円滑な実施」を加える。

附則第2項中「令和3年6月30日」を「令和6年6月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

北海道安心こども基金を活用し、幼児の教育及び保育の無償化の円滑な実施を図るとともに、条例の有効期限を延長することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 10 号 北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例案

北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例

北海道農政部手数料条例（平成12年北海道条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表13の項のア中「結核病」を「結核」に改め、同項のイ中「ブルセラ病」を「ブルセラ症」に改め、同項のク中「家きんサルモネラ感染症」を「家きんサルモネラ症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

家畜伝染病予防法の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 11 号 国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例案

国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和30年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「第52条第1項第1号の2」を「第52条第1項第1号の3」に改め、同項第3号中「第52条第1項第1号の3」を「第52条第1項第1号の4」に改め、同項第4号及び第5号中「第52条第1項第1号の4」を「第52条第1項第1号の5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

土地改良法施行令の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 12 号 租税特別措置法施行令の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案

租税特別措置法施行令の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例次に掲げる条例の規定中「第38条の4第23項」を「第38条の4第24項」に改める。

- (1) 北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）別表第1の65の項
- (2) 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24号）別表第1の7の2の項(1)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

租税特別措置法施行令の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 13 号 北海道建築基準法施行条例の一部を改正する条例案

北海道建築基準法施行条例の一部を改正する条例

北海道建築基準法施行条例（昭和35年北海道条例第33号）の一部を次のように改正する。

第61条の4を第61条の5とする。

第61条の3中「(令第128条の4第4項に規定する内装の制限を受ける調理室等に係る部分を除く。次条において同じ。)」を削り、同条を第61条の4とし、第61条の2の次に次の1条を加える。

（避難上の安全の検証を行う区画部分に対する制限の特例）

第61条の3 令第128条の6第1項に該当する区画部分（同項に規定する区画部分をいう。）については、第26条第1項及び第2項（これらの規定中令第128条の4第4項に規定する内装の制限を受ける調理室等に係る部分を除く。次条及び第61条の5において同じ。）の規定は、適用しない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

説 明

建築基準法施行令の改正に鑑み、建築物の区画部分で避難上の安全が検証されたものについて内装の制限を緩和することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 14 号 北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

- 2 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第2条に規定する期間の末日までの間に限り、職員が、新型コロナウイルス感染症（同令第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）が流行している地域を発航した航空機、航行中に新型コロナウイルス感染症の患者があった船舶若しくは新型コロナウイルス感染症の患者を収容する施設のうち人事委員会規則で定めるものの内部又はこれに準ずる区域若しくは場所として人事委員会規則で定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症に感染するおそれが高い作業であって人事委員会規則で定めるものに従事したときは、特殊勤務手当として感染症対応作業手当を支給する。この場合における第2条の規定の適用については、同条中「(14) 遠隔地水上警戒業務手当」とあるのは、

「(14) 遠隔地水上警戒業務手当	とする。
(15) 感染症対応作業手当	」
- 3 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例附則第2項及び第3項の規定は、令和2年1月20日から適用する。

説 明

国家公務員の特殊勤務手当の改正に鑑み、地方警察職員が新型コロナウイルス感染症に感染するおそれが高い作業に従事した場合の特殊勤務手当として感染症対応作業手当を新設することとするため、この条例を制定しようとするものである。